

2

## タイにおける「屋敷地共住集団」と集落の社会史

きた はら あつし  
北 原 淳

はじめに【一部略】

出典 『アジア経済』第26巻第11号

1985年11月

I 「屋敷地共住集団」についての諸見解

【一部略】

II 「屋敷地共住集団」についての仮説

III 「屋敷地共住集団」と小集落の形成と  
崩壊についての事例【一部略】

おわりに

### はじめに

水野浩一の提唱した「屋敷地共住集団」(multihousehold compound) という概念をめぐって、タイ研究の分野でもさまざまな角度から研究が進んでいるが、日本の前近代の家族研究にも少なからぬ影響を及ぼし始めている。この概念は、「双系制」という親族概念とともに、イエと同族団の形成以前のわが国の家族のあり方を理解するための有力な武器となっている、といつても過言ではない<sup>(1)</sup>。

【中略】

なお「屋敷地共住集団」は、日本のタイ家族研究のなかでは、とくに「家

族圏」概念の主張者たちから批判されており、またそれを認める論者の間でもかなり見解の相違がある。日本の家族史研究の分野におけるような意見の収斂よりも、むしろ分散の度を深めつつあるのが現状である。こうした現状を筆者なりに、なるべく正確に紹介しながら、筆者自らの立論をもできるだけ明示的にしてみたいと思う。

## I 「屋敷地共住集団」についての諸見解

### 1. 「家族圏」理論によるアプローチ

水野のタイにおける「屋敷地共住集団」についてのもっとも簡略な定義を確認しておくとこうである。

「子供たちが結婚した後、親との同居期間を終え、一応世帯を別にしたけれども、親が農地（特に水田）を統御しているために、農業生産の面で共同関係が生じ、それを契機として親の世帯家族と子供（しばしば娘）の世帯家族が結合するという特殊な家族の形態が生まれる。この場合、子供夫婦は親の屋敷地内に、あるいはそれに隣接して居を構える傾向があるので、この種の家族形態は『屋敷地共住集団』と呼ぶことにする。これは東北地域に広く分布しているが、北部や中部でも、また都市のなかにも同種の形態が点在していることから判断して、タイの家族には、この種の傾向が潜在的に存在しているように思われる」<sup>(1)</sup>。

この簡略的な定義のなかにもうかがえるし、私が旧稿でやや詳しく検討した限りでもそうだったが、水野にとって「屋敷地共住集団」は必ずしも屋敷地内への共住を必須条件とはしていなかった。むしろ決定的に重要なのは親が水田を統御しているため、親子の世帯が農業生産の面で共同することになる、という事実の方であった。

私は旧稿で、この点については、「農地の共同耕作と屋敷地の共住とを統一

する視角」<sup>(2)</sup>の必要性を強調しておいた。しかしその根拠については、「もし屋敷地と農地を一体とする所有単位がかつて母系傾斜的親族集団にあったと仮定することができるなら」<sup>(3)</sup>とか、「世帯家族をこえるある広がりを近隣関係としてとらえることができ、その近隣関係が母系傾斜の双系親族と重複する事実にもう少し注目されていたなら」<sup>(4)</sup>とか、かなり漠然と示唆しておいたにすぎない。この点は次節でやや積極的に展開することとして、ここではまず他の研究者の諸見解を検討してみたい。

「屋敷地共住集団」についての批判的見解は水野の同僚の社会学者・人類学者たちがかなり以前から表明していた。「家族圏」を提唱してきた口羽益生、坪内良博、前田成文らである。彼らの「家族圏」理論の特徴を坪内・前田共著『核家族再考』(1977年)でみておこう。

「われわれは家族を『家族圏』として把握したい。家族圏は出生・養取または結婚を契機として出現する、各個人を中心とする関係の認知の複合体である。個人中心的(ego-centered)という意味で家族圏はシンルイ(正確にはキンドレッド)と類似しているが、関係の認知のしかたはシンルイにおけるよりも緊密であり、シンルイの認知とは質的に異なったものがある。状況次第で同居生活を営むことが自然である(あるいはあった)と考えられているかどうかが判断の一つの基準となろう。家族圏の構成の論理は親子というたてのつながりを基礎にしており、他方シンルイの論理はキョウダイ関係の延長にあるとみられるかも知れない。……家族圏は関係する複数の個人すべてをとりあげる場合には完結することのないネットワークといえる。むしろ二者関係の累積体が生活共住集団として認められた時はじめて家族圏の限界が付されることが多い。そのことの故に共住と家族との概念の混同が起こりやすいのである」<sup>(5)</sup>。

このように、(1)家族圏は親子を中心とした二者関係の関係認知のパターンによって構成され、閉じることのないネットワークとしてあらわれる、(2)その境界が画されるのは、二者関係の累積体が世帯等の生活共住集団として認められるときである。しかし、(3)「生活集団の編成原理がイデオロギー化さ

れぬ場合」は「家族圏における最も基本的な関係、すなわち母子関係と夫婦関係が世帯構成の中核として現われるとしても、家族圏の他の部分が、状況に応じてきわめて自由に世帯編成に加わり、またそれから離脱する可能性がある」<sup>(6)</sup>。

換言すれば次のようなことであろう。(1)もともと「圏」としてしかとらえられない家族は、特定の価値規範、イデオロギーが付与され、特殊限定的に構造化されたときのみ、集団としてあらわれる。(2)本来的にイデオロギー的制約の少ないマレー(そしておそらく東南アジア一般)では、家族はいわば本来的に「圏」として存在する。(3)家族が「家族圏」を呈している場合、家族的機能は家族外のメンバーにより代替されやすく、家族のメンバーシップも自由に伸縮する。

#### 【中略】

水野の調査村ドン・デーン村の追跡調査の中間報告のなかで口羽・武邑はふたつの規範に注目して、水野の「屋敷地共住集団」を批判している。第1は「共働共食」という共同体的規範の通用範囲についての検討であり、第2は、共同性を支える保護者=被保護者の間の互酬性規範の検出である。

第1の点について両者は「水野が屋敷地共住集団の相互扶助の規範として挙げた『共働共食』は、より詳しくいえば『共働共食共用』(het nam kan, kin nam kan, sai nam kan)といわれ、これは上記のような近親(sum)の間で期待される価値規範であって、屋敷地共住集団を構成する親・娘の世帯の間にのみ期待される規範ではない」<sup>(8)</sup>として、屋敷地共住集団をこえる「近親」(sum)の範囲で期待される価値規範に注目する。

この価値規範を念頭に、水野が注目した親・娘間の共同結合関係および娘にあつい相続制度について検討する。まず共同結合関係については、「重要なことは屋敷地ではなく、近くに居住する近親間の互助関係としての共同耕作である。この共同耕作も、親・娘の世帯間のみに特徴的に現われる所以なく、上記のように他の近親の間にもみられる」<sup>(9)</sup>と結論する。

次に相続については、男女均分相続の規範があるが、妻方居住制のため、

娘中心の相続になるのだとする。どの子にどの程度相続を行なうか、その程度は「水野のいうような強い共同規範や共同感情によるというのではなく、相互の利害計算のバランスによる面が強い」<sup>(10)</sup>とする。ここで上記の「互酬性」規範という第2の論点があらわれる。

【中略】

口羽・武邑は「近親」(sum) という一種の「家族圏」に注目して、その圏内で通用する規範が「共働共食共用」であると把え、「屋敷地共住集団」の親子結合もこの「近親」という圏域の一部を構成するにすぎない、と結ぶ。換言すれば、「屋敷地共住集団」は、いわば「家族圏」という「一般理論」の部分をえたにすぎない、とされるのである。

次に両者は「共働共食共用」規範があまりにも拡散的すぎるとしてしりぞけ、「屋敷地共住集団」の親子関係の間に「保護者と被保護者の二者間にみられる互酬性」という「支配的な規範」を発見し、集団性をむしろ否定するのである。

以上の論理の組み立て方には「家族圏」理論のみごとな適用がみられるというべきだろう。しかし両者のあげるデータでは依然として「近親」的範囲のなかでも特に親子間の共同関係が優越しているのである。たとえば土地の共同耕作、委託管理は圧倒的に親子、とくに親娘の間に多い。27件中21件までが親子間で、また19件までが親娘間で行なわれている<sup>(12)</sup>。たしかに子供全員と共同耕作をするわけではない、という点で状況主義的互酬性があるとしても、親子関係がこのように優越する点は、「近親」(sum)=「家族圏」論では説明できない。水野にあったとされる「集団」(「屋敷地共住集団」と「間柄」(「親元組織」)の論理的矛盾を、前者の集団性を否定することによってなくし、理論一貫的にした点で口羽・武邑の議論はすっきりした、といえるかも知れないが、その分だけ水野の注目した現実とすれちがってしまったようと思われる。

なお坪内・前田の「家族圏」論では構成原理として親子関係が重視されていたが、口羽・武邑の「近親」=「家族圏」ではフォーク・コンセプトが重視

され、親子のみならず、夫婦・きょうだいもが含まれるので、その分だけ「家族圏」と「双系的親族」の境界があいまいになっている、といえる。

## 2. その他のアプローチ【略】

### II 「屋敷地共住集団」についての仮説

ここでは次節の実証的叙述に適用する枠組を仮説的に提示してみたい。

まず「屋敷地共住集団」についておよその定義をしておきたい。(1)親世帯を中心にして、親子の独立世帯が結合している複合家族の一種である。(2)その基礎は屋敷地と耕地の親子間での未分割にある。(3)屋敷地内での共住と耕地の一時的貸借関係を主とした共同的機能で結ばれている。(4)親が死亡し、屋敷地と耕地の均分相続が完了すると、たとえ兄弟世帯が近接居住をしても、共同的機能は著しく弱まり、複合家族は基本的に分解する。

(4)のように親が死亡してなおかつ、近接居住をしている兄弟、イトコ等の近親関係にある世帯群は、これを「屋敷地共住集団」と明瞭に区別するため、「近接居住世帯群」とよぶことにする。この世帯群の間では、もちろん日常の往来や相互扶助はあるけれども、屋敷地や耕地の分割を終えているので、個々の世帯の独立性が著しく強くなり、互助関係は共同的というよりも二者関係的性格を著しく強める、といえよう。なお婚後居住制が選択的居住制であり、集落が集村的で屋敷地が同一居住地のなかにある場合は、かつてマレーシア農村について口羽・坪内・前田が論じたような「屋敷地共住集団」から「近接居住世帯群」への変化とその周期性<sup>(1)</sup>（三者の場合、いずれも「屋敷地世帯群」または「近隣居住」という同一カテゴリーの周期的变化だが）を見出すことはむずかしい。それらが錯綜しているからである。

集落でも列状村でも、そのなかに範域はあいまいであるが、数戸から10戸くらいの分節的小集落を見出すことができる。この小集落はタイの原村落と

もいうべきムー (mu), またはバーン (ban) にあたる。ムーは極限的には「屋敷地共住集団」そのものであるが<sup>(2)</sup>, 通常は、「近接居住世帯群」が錯綜し, また非血縁の世帯をも含む。構造的にいえば, 村落社会はこのような小集落のゆるやかな結合体である。このような小集落のなかで「屋敷地共住集団」は中心的要素を占めるのであるから, 村落社会の中心的要素でもある。とくに集村状態のムーでは, 形態的にみても, 「屋敷地共住集団」は中心的要素である。もちろん, 親族関係としてみると, 「屋敷地共住集団」や「近接居住世帯群」を横断するキンドレッド (ヤート・ピーノーン) や出自集団的なトゥラクーン<sup>(3)</sup>もある。ヤートやトゥラクーンは必ずしも共住関係を伴わないので形態的に可視的でないが, 「屋敷地共住集団」は可視的である。

ここで「屋敷地共住集団」の形成・崩壊の基礎条件である屋敷地と耕地の権利の動態的プロセスについては次のような見通しを立てておきたい。

従来「屋敷地共住集団」的存在については, 耕地の未分割とそれにもとづく共同耕作という耕地の所有と経営よりもむしろ, まさしく同一屋敷地での共住や近接居住という居住条件の方が注目されてきた。たとえばウイジェイエワルデネ (Wijeyewardene) のいう「屋敷集団」(compound group) というターム<sup>(4)</sup>などはその典型である。これに対し, 水野の場合「その実態は近い親類関係にある複数世帯の共住よりも, 農業経営や生活に関する相互扶助が基本的に重要な機能となっている」<sup>(5)</sup>という調査村の特徴から, 共住という居住条件の方はそれほど重大視されなかった。しかし, もし屋敷地に余裕があれば屋敷地内共住が好まれるのは水野もいうとおりである。

ところで中部タイで「屋敷地共住集団」がそれと確認されるのは屋敷地内共住という居住条件の方である。耕地の未分割 (=共有) と共同耕作という事態は東北部, 北部の商品化の少なかったラオ系文化には顕著であっても, 中部ではおそらくまれである。そこで「屋敷地共住集団」について, まず第1には, 屋敷地の権利状態を検討する必要がある。共住が実現するのは屋敷地の権利が未分割で総有的であったり, 分割されても, 慣習的な共有状態が持続していたりするからである。

共住状態の分解についてはおよそ三つの要因を指摘することができる。第1は、「屋敷地共住集団」それ自体のもつ、親子関係の崩壊という周期性の問題である。親の死亡を機にまず耕地が分割され、ついで同一屋敷地内での共住の要となる人物＝親の消滅によって共住関係が崩れてゆく。この状況は最近のように屋敷地の権利が明確に意識され、屋敷地の均分相続が行なわれたり、無権利者の排除傾向が強まりつつある状況のもとでは急速に進行する。このような第1の周期的性格を一層明瞭にあらわすようになった第2の要因は、屋敷地の私有化の強まりである。換言すれば、この第2の要因がまだあらわれず、屋敷地の事実上の共有状態が続いていた時代には、親の死後も兄弟が共住状態を続けることはありえたわけであり、形態的に見る限り、「屋敷地共住集団」が親の死後も存続することはありえたのである。ただし耕地の分割がなされた限りで、兄弟間の共同関係は著しく弱まったといえる。

第3は、第2の要因とも関連するが、屋敷地喪失人口の堆積である。草わけ以来の伝統的居住地に屋敷地を確保できなかった人口は、村の周辺の耕地・半耕地に定住し、そこに家屋を築いた。しかしこの耕地と未分離のにわか仕立の屋敷地は、次世代にこの屋敷地を含む耕地全体が均分相続によって分割されてしまうと消滅する。この場合、屋敷地は耕地から独立した地目として独自の法則をもたず、耕地の法則にしたがって消滅することになる。「屋敷地共住集団」は形態的にも完全消滅し、きわめて一過的なものとなる。

「屋敷地共住集団」の形成と崩壊の第2の基礎的条件としての耕地の未分割とそれにもとづく何がしかの共同性という側面の検討に移ろう。

前述のように、従来共住という側面から理解されていた「屋敷地共住集団」を、耕地の未分割とそれにもとづく共同経営という視点から理解したのは、調査村の特殊性にも助けられたとはいえ、水野のすぐれた点であった。ただすでに開村時から私的所有と均分相続の原理が明確であったとみられる中部のデルタ下流部農村においては、共同経営は最初から成り立たなかつたものとみられる<sup>(6)</sup>。したがってたとえば東北タイ的類型と中部タイ的類型とを統一的に理解するためには、中部タイ的類型においては形骸化した共同性を、

多少拡大解釈する危険をおかさなければならない。

耕地の未分割、あるいは共同保全は、かなり長い間かかって親から子への相続が徐々に行なわれるプロセスにおいてあらわれる。通常それは第1子の結婚後の世帯独立から両親の老齢または死亡の時期までにまたがる。ただしその終わりの時点は明確だが開始の時点は必ずしも第1子の独立時とは限らない。

夫婦の土地を中心とする財産には、それぞれが両親から相続した財産(法律用語でいうsin doem)と夫婦が共同で築いた財産(sin somrot)とがある。後者が第1子の独立までに十分貯えられるという保証はないが、前者もまたそうである。それは次のような相続事情を考えると理解できる。

相続形態は均分相続だとよくいわれる。通常相続時期は親の老齢期か死亡期であるといわれる。われわれの調査村<sup>(7)</sup>(ナコンパトム県ナコンチャイシー郡ワットラムット村—Tambon Wat Lamut—第4区)の調査結果によれば、相続時期は、子供自身の結婚時期と両親の老齢・死亡時期という二つのピークをもっている<sup>(8)</sup>。しかしそく考えてみるとこの二つのピーク時は性格を異にしている。前者は子供それぞれのライフ・ステージに応じた時期であるから第1子の結婚から末子の結婚までという10年、20年の幅をもった時期である。ところが後者は両親か片親のライフ・ステージだから一時点に集中すると見える。子供の数と年齢差により大幅に長びく前者と、両親の年齢によって一時点に集中する後者との矛盾を解く鍵は、親がまだ成壯年の中に、既婚の子供で生活に困っている子供に対して一時的に耕地を貸し与えたり、作らせたりする習慣である。通常この習慣は「ハイ・タム・ギン」(hai tam kin, 生活のために作らせる)とよばれる。

この「ハイ・タム・ギン」された土地は、まれにはそのまま最終的相続地となるが、通常は不定ではあれ期限付きの貸与だとみなされるので、親の都合で再びとりあげることはよくありうる。こうしたことを親の成壯年期の相続規模や経済状態による新規購入または販売規模に応じてくり返したうえで、親の老齢期・死亡期にはそれぞれの子供の相続分が調整されて確定する。もつ

とも両親が相続方法を決定せず死亡したり、自分の老後のため留保しておいた「養老田」の処分を決定せず死亡することがありうる。このような場合は子供たち兄弟間でその相続法を決定し、最終的に分割する。

ところで相続をする「子供」はその場合、すでに、何人かの独立世帯をもつ子供の親となっているかも知れない。第1子の方からその可能性が強い。もしそうだとすると相続をさせるべき土地を親は第1子の独立時に備えているとは限らないのである。

なお上のようにして相続が確定したあと、事情により、特定の兄弟が不在であったり、非農専業であったりすると、これを他の農業従事の兄弟が預って管理することがありうる。あるいは両親が元気な場合、両親が預ることもありうる。このようにすでに分割相続によって権利が確定した土地を近親間（とくに兄弟間に多い）で貸借しあうことを「ドゥー・レー」(du lae, 看視する) とよぶ<sup>(9)</sup>。この「ドゥー・レー」も一般の小作とはちがうので管理する方が「小作料」を常に支払うとは限らないもようである。「ハイ・タム・ギン」の場合、土地の権利は親にあった。あるいは親が代表して保全しているが、将来の相続予定者全員の未分割の権利であった。ところが「ドゥー・レー」の場合、土地の権利はすでに相続者各人に分配されてしまっている。独立した兄弟所有者が二者関係によって土地の貸借をしあうものと考えられる。

「屋敷地共住集団」は一方で屋敷地内の共住が行なわれ、他方で耕地の未分割のうえに親子間の一時的土地貸借を中心とした共同性が保たれる限りで成立する。しかし親が死亡し、とくに耕地が最終的に分割された時点でそれは崩壊する。とくに前述のように、従来の屋敷地から排除され、分割されてしまうはずの耕地・半耕地に一時的屋敷地を構えざるをえない人口がふえてくると、耕地・半耕地（共住の屋敷地がいわばそのなかに埋もれている）の最終的分割はただちに「屋敷地共住集団」の崩壊をもたらす。逆にかつてのように、耕地は最終的分割をうけても、屋敷地の権利があいまいにしか意識されず、事実上の共住が親の死後も続いた場合は、「屋敷地共住集団」の崩壊はなくずし的に徐々に進んだといえる。

以上は、あくまで、「屋敷地共住集団」についてのひとつの仮説である。先の諸見解との関連について言及しておきたい。第1は、「屋敷地共住集団」を、以上のように親子間の屋敷地と耕地の未分割にもとづく複合家族として理解する試みは、文化的次元での「家族圏」的理解と必ずしも矛盾するものではない。とくに中部タイ型の耕地の未分割にもとづく共同性の側面には二者関係的文化パターンが強くうかがえるし、その他の局面でもそうである。第2は、以上のような理解をもたらした方法論は、機能や資源の共同性に重点をおく「家族状況」的側面からのアプローチとも、また家族結合の規範に重点をおく「家族規範」的側面からのアプローチともいえない。あえていえば歴史形態的アプローチである。

以下では、屋敷地の権利状態と共住状態という居住条件の方のみに視点をしづって、現実に存在していた「屋敷地共住集団」の興亡のプロセスをたどってみたい。通常このプロセスを理解する方法としては、現時点の親子関係・家族をいくつかに分類して、諸類型を出し、これを家族周期論的観点から特定の家族ステージに位置づけ、周期的循環を推論する。しかしこれは現実の歴史的プロセスを再現していないことが多い。

われわれは聞き取りによっていくつかのムーの変遷と「屋敷地共住集団」との興亡を大まかに知ることができ、このなかから、上述の屋敷地の共住の崩壊についての仮説的法則を抽出することができた。以下ではその素材となつたいくつかの「屋敷地共住集団」の形成・崩壊の事例を叙述してみたい。このような歴史形態的方法をとっている点が従来の家族周期論的推論と異なっており、あえて「社会史」と名づけたゆえんである。

### III 「屋敷地共住集団」と小集落の形成と崩壊についての事例

#### 1. 集落の形成と屋敷地の二つの形態

まず第1に、もっとも伝統的な屋敷地のあり方を考えてみたい。これは草わけの人びとが築き、1910~20年代にはムーの形態をとるようになった集村の場合に典型的である。ここでは人びとが居住する居住地と周囲の耕地とが空間的に画然とわかっている。「屋敷地共住集団」は、前述のように、屋敷地と耕地のそれぞれの未分割というセットから成るのであるが、屋敷地の権利は、耕地の権利とちがって、親子の複合的家族結合の内部関係だけでは完結せず、その屋敷地が存在する居住地全体の権利状態と密接にかかわる。とくに、形式上の法的権利にかかわりなく、慣習上の未分割と共住の関係が成りたっていた1930年代以前の時代についてはそうである。耕地の最終的分割によって「屋敷地共住集団」の一方の条件が消滅したあとも、屋敷地の未分割と事実上の共有という事態はありえた。しかし親が死亡したことは子供たち世帯にとって二つの点で共住の維持をむずかしくした。第1は子供兄弟を統轄するパトロンの喪失である。第2は、村の創設に直接貢献し、慣習的共住権を堂々と主張できた草わけの喪失である。このような事情により子供兄弟世帯の共住はなしくずし的に崩壊した。

最近、1960年ごろから芽ばえ80年前後に顕在化するに至った傾向は、屋敷地の法律上の登記人の子孫の権利の効力が、慣習上の共住権を上まわるようになり、共住者たちが排除されるようになったことである。これとともに耕地なみに、屋敷地もまた均分相続の対象となり分筆登記されるようになった。かつての慣習的共住権をもつ屋敷地から排除された人びとは、代替の居住専用地をもたない場合は、均分相続をうけた耕地上に分散して居住するようになり、次の第2の屋敷地形態の流れに合流していった。

第2の屋敷地のあり方は、草わけの人びとの居住地が集村的ムーとしての

形態を整え始めたちょうどそのころ、草わけの人びとの形成するムーの共住権にかかわなかった2代目、3代目の入植地は、草わけの人びととちがい水田不適地で、畑地としても不十分である所が多かった。そのため居住地と耕地が画然と区分されず、いわば耕地・半耕地のなかに居住地が埋もれてしまい、独立の地目とならない傾向がある。この傾向は、第1の形態の屋敷地に関係しているながら最近になってそこから排除され始めた草わけの末裔が、水田内に建てた家屋、居住地にもっとも典型的であるが、その先駆形態は、草わけの人びとの築いたムーでの屋敷地の権利にあずかれていた「土地無」層の入植地（その後1940～50年代に形を整えてきたムー）にみられた。

ここで「土地無」層というのは、草わけ世代およびその末裔がある時点まで享受することのできた土地に対する権利（集住的居住地における共住権と耕地＝水田の所有権とのセットからなる権利）にあずかれていた層のことである。しかし彼らは草わけ世代が放置していた不毛に近い微高地森林地帯の土地を相続や購入により入手したのであって、完全な土地無層ではない。

彼ら「土地無」層は二つの新しいムーを築いた。第1は、1910～30年ごろに入植したとみられる華人たちの築いたムーであり、「ライ・ジェック」（華人畠）の通称でよばれている。第2は、1930年代を中心とした入植者によって50年代にムーとしての形を整えてきたムーであり、「ターン・ロット」（車筋）の通称でよばれる<sup>(1)</sup>。

ライ・ジェックの草わけの1人で1970年に死亡した華人チャの子供世帯は、分割相続を受けた半耕地やかん木林地のなかにそれぞれが家屋を築いている（といっても残っているのは3人で、あと2人は他出）し、長女の分割相続地のなかには彼女の長女が家を建て、2戸からなる「屋敷地共住集団」を作っている。草わけセーンの子供たち7人は、現在なお同一屋敷内に共住しているが、1981年セーンの妻、つまり彼らの母親が死亡したのを機に、この屋敷地および隣接畠地を現在の屋敷地の位置は全く考慮することなく、8人兄弟の間で均等分割することを決めた。おそらく彼らの子供たちの多くが世帯形成

をするあと5年から10年先には、現在の屋敷地は崩壊し、チャの子供たち同様に分割地への分散居住が始まり、そのなかで今度は自分の子供たちとの小さい「屋敷地共住集団」をつくっていくであろう。

ターン・ロットの屋敷地の特徴は、一例を除くと、「屋敷地共住集団」が2、3戸の規模にすぎず、しかも地目としての屋敷地と畠地の区別がつきにくい。1戸だけは両親が4人の子供の世帯と共住集団を築いている。ターンロットの入植第1世代も現在、死亡者がごく少数あらわれたし、また多くが老齢期にさしかかりつつあり、現在、耕地と屋敷地の区分が截然としない土地の子供たちへの均等分割が行なわれつつある。親が生前の間に均分相続がなされ、その分割を受けた土地に子供世帯が居住地を分散させる、という例はまだごく少数だが、親の死亡後は、おそらく、ターン・ロットの分割された土地のなかへの子供世帯の家屋・居住地の分散化が進んでいくであろう。

以上のように、1960年代以降とくに顕著に、ほぼ全村的に、親の死亡を契機に耕地（または居住地と一体で截然と区分されない耕地・半耕地）の均等分割を受けた子供たちが、兄弟同士の共住関係を解いて、その耕地のなかにそれぞれ分散して住む傾向が定着してきた。これとともに、かつて草わけ世代の小集落に典型的であった集村と集住の形態が崩れ、村落形態の拡散化と散村化がむしろ一般化してきた。以上のような推移のなかで、「屋敷地共住集団」は次のような特徴をおびるだろう。

第1に、それが主として耕地・半耕地の分割相続という条件だけに規定されるようになり、親の死亡とともに崩壊を余儀なくされる可能性が強まる。第2に、それのもうひとつの側面にすぎないが、屋敷地の地目としての独立性、永続性がなくなり、完全に一代限りの一過的なものとして、土地一般に埋没してしまう傾向が強まる。第3に、村外他出入口がふえ、上記のような一過性が強まるなかで、「屋敷地共住集団」は小規模化し、単純性を強める。つまり「屋敷地共住集団」がくずれて「近接居住世帯群」に変化し、それが新しい「屋敷地共住集団」と錯綜し、重層的に累積化する、という草わけのムーにみられたような特徴を欠くようになる。

もちろん村の中心部をなす古いムーの内部では、依然として屋敷地の法的権利の相続者たちによって、典型的な「屋敷地共住集団」の論理にもとづいて、それは再生産されていく可能性がある。だが、今後は屋敷地の権利が耕地並みに均分されるだけでなく、村外他出の子供世帯がふえたり、地価が高騰するにつれ屋敷地の切り売りがふえたりするなかで、小規模化、単純化の傾向が強まる可能性が十分ありうる。

今後量的には、第2の屋敷地のあり方(つまり耕地と分離できない一過的屋敷地)がますますふえるだろうが、第1の屋敷地のあり方も消滅することはないであろう。そのなかで「屋敷地共住集団」は小規模化し、単純化していくことが予想されるが、親子間での耕地の未分割という事実が残り、共住が選好される限りで、完全に消滅してしまう可能性もこれまたきわめて少ない。

## 2. ムー・ヤイにおける「屋敷地共住集団」の形成と崩壊

### (1) テーム、ウアムの屋敷地

調査村ワットラムット村第4区(ランレーム区, Mu Lan Laem)では、前述のような原村落ともいべき小集落、ムーの痕跡が今も認められる。チーム、ウアムの屋敷地を含む四つの屋敷地は、第4区の創生期(1880~90年代)に由来する草わけのムーを形成し、ランレームの中心部に位置してきた。第4区の第1世代は、定住したときは妻子をともなっていた。チーム(Taem), ウアム(Uam), クラム(Khram), キアン(Khian)等が代表的草わけの人びとである。

チーム=キアン兄弟とウアムは現在空間的にも第4区の中心部をなし、「ムー・ヤイ」(Mu Yai)と通称されるムーに住みついた。チーム、ウアムらが住んだ屋敷地は合計12ライ(1.92ヘクタール)にも達するかなり大きい面積を有する。ところで当初この屋敷地の所有はきわめてあいまいで共有状態にあったとみられる。この点をチームの末娘S(1983年調査年現在78歳)は次のように主張している。

この屋敷地はもともとチームのものだった。ところが、20世紀初頭に「区長」(phu yai ban)職にあったウアムが、共住者を代表して、この屋敷地をウアム名義で登記した<sup>(2)</sup>。有力者のチームが1928年ごろ病没すると、彼の子供たちは居づらくなつて次々と屋敷地外へ出ていった。またキアンの娘たちは、本来自分のものだった屋敷地を、ウアムの孫から買いとるはめになった。しかし自分は昔からこの土地の持主の子供としてこの土地にとどまる権利があり、自分の土地を買い戻すという法はないので、あえてとどまっている。

チームの末娘の主張は、たとえ100パーセント信用できないにしても、この屋敷地の権利について核心をついており、その要点は次のような点であろう。

(1)この屋敷地は事実上の共有であった。(2)法的登記が必要となったときウアムが共住者を代表して個人名義で登記した。(3)共住グループのなかでチームとその子供の「屋敷地共住集団」が最も大きく、勢力があった。(4)ムーの有力者であり父親であったチームの死を契機に子供たち兄弟の共住関係は徐々に崩壊していった。(5)しかし当面チームが死亡しても屋敷地の共住関係がただちに破れ、登記人ウアムが権利を主張することとはならず、孫の世代になってようやくそれが顕在化した。

第2世代にあたるチームの子供たちが世帯を形成したのは1910～30年ころとみられる。この間、彼ら3男3女は事実上の共有と共住が認められていた広い屋敷地の一角で、父チームの家屋のまわりに共住して、「屋敷地共住集団」を形成した。しかし父が死に、父の所有する水田は1人当たり約12ライの割で均等分割された。ところが屋敷地については慣習上の共住がしばらく続いた。

チームのあとを追って区長のウアムも1930年ごろ死んだ。そのあと区長職をついだのはチームの長男プルーン(Ploen)であった。チームの子供たちのうち屋敷地にとどまったくのは、第3図【略】のように3男3女の6人である。このうち第3子(次男)はウアムの1人娘の女婿であった。しかしこの屋敷地の権利は妻が親から相続したものであり、夫はかかわれない。夫婦がそれぞれの親から相続した財産は通常夫婦の共同財産とはならず、夫または妻の個人財産として、子供に相続されるのである<sup>(3)</sup>。

新区長のプルーンはウアムとチームの屋敷地の共住関係を崩す契機を与えた。

第1は屋敷外に代替居住適地を確保した。彼は現在小学校のある土地一帯を職権によって入手した<sup>(4)</sup>。この土地はかつて居住していた牛飼い家族の放棄地であったという。プルーンはこの土地の一部を1940年ごろ小学校用地に提供し、小学校を創設したが、41年に没した。プルーン自身は父親チームの屋敷地で一生を終わったが、プルーンの死を契機に、その子供たち（第1、5、7子）の世帯は学校敷地の北接地へ移った。敷地北接地3ライはプルーン名義の土地（あるいはクラムが、長女でプルーンの妻であったマークに与えた土地か）であったという。3人の子供たち兄弟世帯の間での分筆登記はようやく1982年なって行なわれた。ともあれ、第2にプルーンはその死により共住関係崩壊の契機を与えた。

1940年代の共住屋敷地からの脱出は以上のように限定されていた模様だが、その後60年代までにこれまで慣習的に共住権があるとみなされた親の屋敷地にとどまっていたチームの子供のうち第2子、第4子および第5子の3人の子供たちが続々とムー・ファン・クローン（Mu Fang Khlong）の北辺の分割された耕地のなかに居住地を移した。そしてあとに残るのは、ウアムの権利を継承するウアムの孫3人の世帯と、共住権の継承を主張してとどまり続けるチームの末娘世帯だけになった。なおチームの兄弟キアンの2人の娘は、慣習的共住権があったことは知っているが、すでにウアムの孫たちの法的所有権を認めて、12ライのうち南端の1ライをあらためて購入して、南端部にとどまっている。

チームの末娘も1985年現在80歳の老齢で、子供たちは末の2人を除き、すでに親の屋敷地から出ている。残る2人の子供も、ウアムの孫との関係はイトコ関係となり、母親の屋敷地を死守することはないだろう。

以上のように、かつて1940年ごろまでは事実上の屋敷地の共有と共住によって維持されていた「屋敷地共住集団」は、以下のような事情によって崩壊し、集住していた人びとは屋敷地を去って分散し、かつて密集していたムー

はまばらなムーへと空洞化してしまった。このムーの空洞化に貢献したのは、まとめると次のような点である。

(1)屋敷地の慣習的共有権の衰退と登記された法的権利の優越、(2)屋敷地内の有力な保護者(パトロン)的人物の死亡によるムー統制の崩壊、(3)父親の死による「屋敷地共住集団」の崩壊、(4)転居先用地の確保と道路開通による接近の容易さ、(5)人口増加による屋敷地内の過密化。

- (2) クラムの屋敷地【略】
- (3) レーの屋敷地【略】
- (4) ガムの屋敷地【略】
- (5) 草わけのムーと屋敷地の特徴【略】

### 3. 新しいムーにおける「屋敷地共住集団」の形成と崩壊【略】

#### おわりに

調査村における「屋敷地共住集団」の変化の方向について次のようにまとめておこう。

第1に、1960年以降明確化した屋敷地における私有権意識の成長は「屋敷地共住集団」の分解、崩壊を著しく早めている。

前述の東北部のように親子間で耕地の未分割と共同經營があるのとちがい、中部では耕地の未分割はあっても、經營は互に独立しており共同ではない。そのため中部では、東北部とちがい、共同関係は著しく形骸化している。したがって中部においては屋敷地内での共住が「屋敷地共住集団」を支える重要な条件となってきた。共住状態は屋敷地の私的権利が意識されず、事实上共有状態が保たれる場合に成立する。ところが屋敷地が耕地並みに厳密に均分相続され、分割された土地の私有権が強まるほど「屋敷地共住集団」の成

立期間は短くなる。親の死により屋敷地の分割が完了すると、兄弟はそれまで親が築いた屋敷地を去らねばならない。この場合には「屋敷地共住集団」から「近接居住世帯群」への移行は形態的にも明瞭となる。もちろん屋敷地の権利がやかましく言われないときでも、耕地が分割され子供各自の経営が確立し、また親という集団統轄者を喪失したこと等を理由に、なしくずし的に共住関係は崩れていったと思われる。ところが屋敷地の私有権意識が高まったことは共住関係を一挙につき崩し、それを家族周期上の特定段階に一過的にあらわれる現象に限定していった。

屋敷地は半永久的存在ではなく一過的となり、地目としての独立を喪失した。村外他出入口の増加とあいまって、「屋敷地共住集団」は小規模化し、単純化した。

第2に、以上の屋敷地の変化によって、村落構造は、かつてのように凝集的なムーが複数結合した状態から、家屋が拡散し、ムー的まとまりが空洞化して、小規模化した「屋敷地共住集団」や「近接居住世帯群」が直接に結合する状態へと変化をとげつつある。村落形態の集村から散村、街村への変化である。村落構造の凝集性の弛緩であり、ルースな構造の現実化である。

第3に、以上のような傾向がもっとも一般的にみられるのは、草わけの古いムーでの共住権と水田保有権から排除された人びとが入植した新しいムーである。ここでは微高地のなかば不毛な森林というエコロジーの特徴の影響もあって、共住集団形成の当初からこの傾向が顕著である。もっとも新しいムー、とくにターン・ロットの共住集団の形成は私有権意識が顕著となつた1960年代と重なっているので、その影響も否定できない。

古いムーでも1960年代になると分割された水田内に分散居住することによって、以上のような「屋敷地共住集団」と村落構造の変質が部分的にあらわれてきた。

第4に、以上のような変質傾向をもっとも集中的に体験したのは、伝統的な屋敷地を排除されて、新しい屋敷地を自ら作り出さなければならなかつた人びとであった。たとえば古いムーから新しいムーへ移住した古いムーの第

2世代の人びとはそれである。彼らの生活史のなかには屋敷地の共有から私有への変化がもろに刻みこまれている。

以上のように、調査村における「屋敷地共住集団」は、同一居住地（もはや屋敷地とよぶのも疑問であるような）内での形態的共住をともなうが、機能的には共同関係が著しく弱い存在へと変質してきている。今後も形態としての共住集団は残存し、そう容易には消滅しないであろうが、複合家族形態としての理念型的枠組でとらえるのは、もはや不適当となるかも知れない。この意味で本稿がたてた仮説は、私的所有の優越がひきおこす家族変動をとらえるには限界があることもまた認めなければならない。

[注] \_\_\_\_\_

はじめに

(1) たとえば次を参照。鷲見等曜『前近代日本家族の構造』弘文堂、1983年；吉田孝『律令国家と古代の社会』1983年（とくにII, III）；明石一紀「日本古代家族研究序説——社会人類学ノート」（『歴史評論』第347号、1979年3月）；同「古代・中世の家族と親族」（『歴史評論』第416号、1984年12月）；大島真理夫「近世初期の屋敷地共住集団と中後期の本分家集団」（同上誌所収）；長谷川善計「家と屋敷地」（上）、（中）（『社会学雑誌』神戸大学社会学研究会、第1, 2号、1984年3月、1985年3月）。

I

- (1) 水野浩一『タイ農村の社会組織』創文社、1981年、109ページ。
- (2) 北原淳「タイ農村の社会構造をめぐって」（『アジア経済』第22巻第10号、1981年10月）95ページ。
- (3) 同上論文、94ページ。
- (4) 同上論文、98ページ。
- (5) 坪内良博・前田成文『核家族再考』弘文堂、1977年、22～23ページ。
- (6) 同上書、24ページ。
- (8) 口羽益生・武邑尚彦「『屋敷地共住集団』再考——東北タイ・ドンテーン村の追跡調査（中間報告）」（『東南アジア研究』第21巻第3号、1983年12月）298ページ。
- (9) 同上論文、300ページ。
- (10) 同上論文、304ページ。
- (12) 同上論文、299ページ。

## II

- (1) 口羽益生・坪内良博・前田成文『マレー農村の研究』(東南アジア研究叢書12) 創文社, 1976年, 83~85, 178~108ページ。
- (2) 赤木攻「タイ村落における権威基盤試論——〈ビーン〉をめぐって——」(大阪外国语大学アジア研究会『現代アジア政治における地域と民衆』, 1983年) 148~151ページ。
- (3) 北原淳「タイ中部一村落における同姓グループ（トゥラクーン）について」(『紀要』神戸大学文学部, 第12号, 1985年3月) 35~62ページ。
- (4) Wijeyewardene, G., "Some Aspects of Rural Life in Thailand," T.H. Silcock編, *Thailand: Social and Economic Studies in Development*, キャンベラ, Duke University Press, 1967年, 66~67ページ。
- (5) 宮崎猛「東北タイ農村における農地貸借と農業共同経営に関する経済分析——コンケーン県ドンテーン集落を事例として——」(『アジア経済』第25巻第11号, 1984年11月) 46ページ。
- (6) Sharp, L.; L.M. Hanks, *Bang Chan: Social History of a Rural Community in Thailand*, イサカ, Cornell University Press, 45~46ページ。もともとL.M. Hanks, *Rice and Man: Agricultural Ecology in Southeast Asia*, シカゴ, Aldine Atherton, 1972年, 120~121ページは, 家に残る結婚した子供は労働力の調達上, 1人よりも2人の方が歓迎されたことを示唆している。
- (7) 清水由文「中部タイ農村における家族構造の一考察」(『梅花短期大学研究紀要』第32号, 1984年3月) 136~141ページほか次を参照。田坂敏雄「タイにおける『緑の革命』と農業生産力展開」(『経済学論集』大阪経済法科大学, 第6巻第4号, 1982年3月) 13~15ページ。
- (8) 集計結果は以下のとおり。〈夫〉本人結婚時12人(23.0%), 両親老齢・死亡時35人(67.3%) 〈妻〉本人結婚時18人(31.5%), 両親老齢・死亡時27人(47.4%)。
- (9) 田坂敏雄「タイにおける稻作中上層農と農地移動」(『経済学論集』大阪経済法科大学, 第7巻第1号, 1982年6月) 77ページでふれられている②の分与された土地を子供が第三者(とくに兄弟)に貸与する形態に等しい。【後略】

## III

- (1)~(4) 【略】

(北原淳／執筆時：神戸大学文学部助教授, 現：同学部教授)